

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 1 月 27 日 (金) 第 382 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (※)

(中 小 企 業 支 援 課 取 扱 い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 85 号

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 を 次 の よう に 定 め た。

令 和 5 年 1 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 (昭 和 47 年 鹿 児 島 県 告 示 第 1218 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 に 次 の 1 号 を 加 え る。

- (15) 伴走支援型借換支援資金 (中 小 企 業 信 用 保 険 法 第 2 条 第 5 項 第 4 号 又 は 第 5 号 に 該 当 す る 特 定 中 小 企 業 者 そ の 他 の 売 上 高 が 減 少 等 し た 中 小 企 業 者 又 は 組 合 が , 既 往 の 借 入 金 を 借 り 換 え る こ と に よ り 債 務 の 返 済 負 担 を 軽 減 さ せ る と と も に , 金 融 機 関 の 継 続 的 な 支 援 を 受 け な が ら 経 営 の 改 善 に 取 り 組 む た め に 必 要 と す る 資 金 を い う。)

第 6 条 の 表 に 次 の よう に 加 え る。

伴走支援型借換支援資金	特定中小企業者にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類
-------------	--

第 12 条 の 3 第 1 項 中 「 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 」 を 「 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 等 」 に , 「 又 は 第 14 号 」 を 「 , 第 14 号 又 は 第 15 号 」 に 改 め る。

第 12 条 の 4 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

第 12 条 の 5 第 3 条 第 15 号 に 掲 げ る 資 金 の 融 資 を 受 け た 特 定 中 小 企 業 者 そ の 他 の 中 小 企 業 者 又 は 組 合 は , 3 月 に 1 回 , 取 扱 金 融 機 関 に 別 表 第 1 伴 走 支 援 型 借 換 支 援 資 金 の 項 融 資 対 象 の 欄 に 掲 げ る 計 画 書 に 記 載 す る 計 画 (次 項 及 び 第 3 項 に お い て 「 経 営 行 動 の 計 画 」 と い う。) の 実 施 状 況 を 報 告 し な け れ ば な ら ない。

2 取 扱 金 融 機 関 は , 前 項 の 特 定 中 小 企 業 者 そ の 他 の 中 小 企 業 者 又 は 組 合 に 対 し , 必 要 に 応 じ て 経 営 行 動 の 計 画 の 見 直 し 及 び 経 営 行 動 の 計 画 を 進 め る た め の 経 営 支 援 を 行 う も の と す る。

3 取 扱 金 融 機 関 は , 保 証 機 関 に 対 し , 第 1 項 の 特 定 中 小 企 業 者 そ の 他 の 中 小 企 業 者 又 は 組 合 の 事 業 年 度 ご と に , 当 該 特 定 中 小 企 業 者 そ の 他 の 中 小 企 業 者 又 は 組 合 の 経 営 行 動 の 計 画 の 実 施 状 況 及 び 財 務 状 況 並 び に 取 扱 金 融 機 関 の 経 営 支 援 状 況 を 報 告 す る も の と す る。

4 第 12 条 第 4 項 の 規 定 は , 取 扱 金 融 機 関 が 前 項 に 規 定 す る 報 告 書 を 提 出 し な か っ た 場 合 に つ い て 準 用 す る。

別 表 第 1 原 油 ・ 原 材 料 高 騰 等 対 策 特 別 資 金 の 項 中 「 次 」 を 「 中 小 企 業 者 又 は 組 合 で 次 」 に 改 め , 同 表 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 関 連 事 業 継 続 支 援 資 金 の 項 中 「 令 和 5 年 3 月 31 日 」 を 「 令 和 5 年 1 月 26 日 」 に 改 め , 同 表 に 次 の よう に 加 え る。

伴走支 援型借 換支援 資金	次の要件のいづれかに該当するもののうち、保証機関の定める経営行動計画書（これに記載すべき項目が含まれた既存の計画書を含む。）を策定し、融資に係る保証の協議が令和6年3月31日までに行われるもの （2）に掲げるものにあつては、（1）に掲げるものを除く。） （1） 中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に該当する特定中小企業者 （2） 中小企業者又は組合で次のいずれかに該当するもの ア 最近1月間の売上高が前年同月の売上高に比して5%以上減少したもの イ 最近1月間の売上総利益率が前年同月の売上総利益率に比して低下しており、かつ、その差が5%以上であるもの ウ 最近1月間の売上総利益率が直近の決算による売上総利益率に比して低下しており、かつ、その差が5%	同上	ア 融資対象の(1)年0.1% イ 融資対象の(2)別表第2に定める率	同上	同上	同上						
-------------------------	---	----	----	----	----	----	----	----	--	----	----	----

附 則

- 1 この要綱は，令和5年1月27日から施行する。
- 2 この要綱（別表第1原油・原材料高騰等対策特別資金の項及び新型コロナウイルス関連事業継続支援資金の項の改正規定並びに同表備考の改正規定（「事業活動継続支援資金(5)」の次に「，原油・原材料高騰等対策特別資金」を加える部分に限る。）を除く。）による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は，改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和5年1月27日以後に保証を付する資金の融資について適用し，同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については，なお従前の例による。